

○経済産業省令第六十五号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二十九条及び第三十七条の六の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月十九日

経済産業大臣 世耕 弘成

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

附 則

この省令は、平成三十年十二月一日から施行する。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入【】

別表 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正に関する表

改正後

(保安業務区分)	
第二十九条 法第二十九条第一項の経済産業省令で定める保安業務の区分は、次の表のとおりとする。	
保安業務区分の名称	保安業務の内容
一～三 [略]	[略]
四 定期消費設備調査	第三十七条第一号の表イ(1)及び(2)、ロ(2)及び(3)、同条第三号並びに第四号に掲げる事項に係る調査を行う業務
五～七 [略]	[略]

改正前

(保安業務区分)	
第二十九条 法第二十九条第一項の経済産業省令で定める保安業務の区分は、次の表のとおりとする。	
保安業務区分の名称	保安業務の内容
一～三 [略]	[略]
四 定期消費設備調査	第三十七条第一号の表イ(1)及び(2)、ロ(2)及び(3)、同条第二号並びに第三号に掲げる事項に係る調査を行う業務
五～七 [略]	[略]

(充てん設備の保安検査)
第八十一条 [略]

2| 前回の保安検査(保安検査を受けたことのない充てん設備にあつては、完成検査)を受けた日から一年を経過した日(以下この項において「基準日」という。)の前後一月以内に法第三十七条の六第一項本文の保安検査を受けた場合には、基準日において当該検査を受けたものとみなす。

3| 法第三十七条の六第一項本文の保安検査を受けようとする者は、前回の保安検査(保安検査を受けたことのない充てん設備にあつては、完成検査)を受けた日(前項の規定により保安検査を受けたものとみなされた日を含む。以下同じ。)から一年

(充てん設備の保安検査)
第八十一条 [新設] [略]

2| 前項の保安検査を受けようとする者は、第六十八条第二項(第六十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定により充てん設備完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について次項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十

を超えない日（休止充てん設備にあつては、当該充てん設備を再び使用しようとする日の三十日前）までに様式第四十四による申請書を充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4) 「略」

（協会等が行う保安検査の申請等）

第八十二条 前条の規定は、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査について準用する。この場合において、同条中「法第三十七条の六第一項本文」とあるのは「法第三十七条の六第一項ただし書」と、同条第三項中「充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会又は指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

様式第44 (第81条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×検査番号	

充てん設備保安検査申請書
年 月 日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 ㊦
法人にあつてはその法人番号
 住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項本文の検査を受けたので、次のとおり申請しま

一月を超えない日（休止充てん設備にあつては、当該充てん設備を再び使用しようとする日の三十日前）までに様式第四十四による申請書を充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

3) 「略」

（協会等が行う保安検査の申請等）

第八十二条 前条の規定は、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「法第三十七条の六第一項本文」とあるのは「法第三十七条の六第一項ただし書」と、同条第二項中「充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会又は指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

様式第44 (第81条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×検査番号	

充てん設備保安検査申請書
年 月 日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 ㊦
 【新設】
 住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項本文の検査を受けたので、次のとおり申請しま

す。

- 1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 2 充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 3 前回の保安検査の検査年月日 (保安検査を受けたことのない充てん設備にあつては、完成検査の検査年月日) 及び充てん設備保安検査証の検査番号

(備考) 1 [略]

2 [略]

3 前回の保安検査の検査年月日は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第81条第2項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 [略]

様式第45 (第81条関係)

充てん設備保安検査証

氏名又は名称	
充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地	
許可の年月日及び許可番号	
保安検査の検査年月日	
検査職員氏名	
検査番号	

す。

- 1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 2 充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 3 前回の保安検査の検査年月日及び充てん設備保安検査証の検査番号

(備考) 1 [略]

2 [略]

[新設]

3 [略]

様式第45 (第81条関係)

充てん設備保安検査証

氏名又は名称	
充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地	
許可の年月日及び許可番号	
検査年月日	
検査職員氏名	
検査番号	

備考	
----	--

年 月 日

都道府県知事 ㊟

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 5 とすること

2 保安検査の検査年月日の欄には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 8 1 条第 2 項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

様式第 46 (第 82 条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

充てん設備保安検査受検届書

年 月 日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 ㊟
法人にあつてはその法人番号
住所

- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 6 第 1 項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。
- 1 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号
 - 2 検査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
 - 3 検査実施者の名称及び保安検査の検査年月日
 - 4 充てん設備保安検査証の検査番号
(備考) 1 [略]

備考	
----	--

年 月 日

都道府県知事 ㊟

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 5 とすること。

様式第 46 (第 82 条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

充てん設備保安検査受検届書

年 月 日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 ㊟
[新設]
住所

- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 6 第 1 項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。
- 1 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号
 - 2 検査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
 - 3 検査実施者の名称及び検査年月日
 - 4 充てん設備保安検査証の検査番号
(備考) 1 [略]

<p>2 [略]</p> <p><u>3</u> 保安検査の検査年月日は、<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第81条第2項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。</u></p> <p><u>4</u> [略]</p>	<p>2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>3</u> [略]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	